

# 環境社会配慮助言委員会 第132回 全体会合

日時 2022年1月7日（金） 13:58～15:49

場所 JICA本部 2階227会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

## **助言委員**

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長（環境社会リスク管理）
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

## **JICA**

馬杉 学治	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
登坂 宗太	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課 課長

○加藤 皆さん、JICA審査部、加藤です。時間が少し前ですけれども、皆様お集まりになりましたので、始めさせていただきますと思います。

新年おめでとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

ただいまからJICA環境社会配慮助言委員会第132回の全体会合を始めたいと思います。

いつものことですが、事前の注意事項を申し上げたいと思います。ご発言の際はミュートを外してご発言をいただければと思います。それ以外のときにはミュートにさせていただくようお願いいたします。また、逐語議事録をいつものとおり作成しておりますので、お名乗りいただいた後に司会の林副委員長の指名をお待ちいただくようお願いいたします。

また、本日は助言委員の皆様、全員リモートでご出席です。挙手機能も適宜ご活用いただければと思います。

また、本日は個別案件の助言確定もございまして、ご質問される際は、ワーキンググループの助言委員の方に対するもの、もしくは我々審査部・事務局、また事業部、それぞれに分かれた質問が出ると思いますので、どなた宛てかを明確にさせていただきますと、お互い沈黙し合うことが避けられると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、発言が終わられたら以上ですと言っていただいて、ミュートを再開していただくと、円滑に運営できると思います。

以上がいつもの注意事項でございます。ご協力よろしくお願いいたします。

では、本日は原嶋委員長がご欠席ですので、林副委員長に司会をお願いしておりまして、マイクをお譲りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○林副委員長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

本日、委員長がご欠席ということで、私のほうで代理をさせていただきますが、聞こえていますでしょうか。

○加藤 はい、クリアに聞こえております。よろしくお願い致します。

○林副委員長 それでは、第132回全体会合を開催させていただきたいと思います。

まず、第1議題として、スケジュール確認ということで、事務局のほうからお願いできますでしょうか。

○加藤 審査部・加藤からご説明させていただきますが、配付資料の2ページ目をご覧くださいまして、助言委員会の日程表、1月14日、パラグアイが入っておりますが、それ以降のワーキンググループの予定をお示ししております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

何か委員の方々から変更点等ございますでしょうか。今でなくても、後で事務局に直接ご連絡いただいても結構でございますが、どなたかありますでしょうか。

特にございませんか。

特にないようですので、もし何かあれば後日、事務局のほうに直接ご連絡いただければと思います。

そうしまして、この議題を終わります。次の議題として、ワーキンググループ会合報告および

助言文書確定ということで、ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ3）ということで、これは助言確定について主査が阿部委員ですか、ご説明をお願いできますでしょうか。

○阿部委員 阿部です。議長、ご説明ありがとうございます。

それでは、阿部のほうから説明したいと思います。

本件、ウズベキスタン、ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ3）（協力準備調査（有償））ということで、そのドラフトファイナルレポートに対する助言案について、昨年、12月20日金曜日、14時から16時28分までオンライン形式で行いました。

本件、ワーキンググループの委員は、柴田委員、寺原委員、松本委員、それから私、阿部、4名で行いました。

それでは、まず、確定した助言についてご説明して、その後に論点をご説明するという形で進めたいと思います。

助言につきましては、大きく5つのポイントがございました。まず、全体事項として2点ございます。

まず、一つ目の助言です。ウズベキスタンの電カマスタープランは非公開であるものの、ナボイの既存発電所の廃止は、本事業の効果と密接に関係するため、廃止の条件やタイムラインをより明確にファイナルレポートに記述することということで、これは寺原委員より主にご指摘がありました。

それから、二つ目、本事業完成時には、旧発電所は停止（保管）されると書かれている。どのようなときに旧発電所が稼働され、累積的な環境影響を考慮する必要があるかどうかに関して、理由とともにファイナルレポートに記述することということで、松本委員よりご指摘がありました。

続きまして、3点目、これは環境配慮に関するものです。本事業の実施段階におけるコンサルタント業務の記述のうち、環境専門家の業務内容について、その概要を業務特性に応じた追加情報を加えてファイナルレポートに記述することということで、これは私のほうから申し上げました。

それから、4つ目、これは社会配慮に関するものです。ウズベキスタンではセキュリティー確保の観点からパスポートをチェックすることのだが、それによって現地で生活する外国籍の住民が、一律に建設工事への雇用機会を得られないことにならないよう、ファイナルレポートでの記述を工夫することということで、これは松本委員からございました。

それから、5つ目、これはステークホルダー協議・情報公開に関するものです。被影響住民に対しては、住民協議に参加していない周辺住民を含めて、引き続き説明・協議を継続し、それに対する対応をファイナルレポートに記述し、JICAは対応の実施を確保することということで、これは松本委員からご指摘がありまして、これらについて、当日のオンライン会議およびその後のメール審議を通じて確定いたしました。

以上5点が助言内容になります。

続きまして、論点についてご説明いたします。

本日、柴田委員、それから寺原委員は、ご都合がつかず欠席だと認識しておりますが、松本委員、よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。引き続きよろしく申し上げます。

○阿部委員 わかりました。

続きまして、論点について大きく2点ございましたので、それについてご説明します。本ワーキンググループにおける論点は以下のとおりということで、2点ございます。

一つ目です。環境について既に問題が発生している地域での事業実施について。事業地周辺の環境について、既に問題が生じている地域（本事業では事業地域周辺に何らかの理由で高いダスト濃度や呼吸器疾患の症例が確認されている）において、インフラ事業の実施を検討するにあたり、当該事業に伴い追加的な環境社会影響が想定される場合には、それが限定的であっても、当該事業を行う是非は、慎重に累積的影響を含めて検討する必要があるとの指摘がございました。

それから、2点目、先行実施事業および既存事業との関係性についてです。本事業では一定の地域内において、フェーズ分けで連続的に発電事業の増設を行っていく一方、増設に併せて近傍の旧発電所の停止が予定されている。通常は個別事業への支援検討に当たっては、個別事業に絞った情報に基づいて検討を行うが、本事業のような先行実施事業との連続性や、その他の既存事業との関係性を有する場合においては、当該地域内の複数の発電設備（含む付随関連設備）の全体像の把握による当該事業の位置づけと役割の明確化および老朽化した既存施設の廃止のタイミングや、停止する既存施設が稼働する場合の明確化をJICA側が重視していることを、相手国の事業実施機関に申し入れることが肝要であるとの指摘があり、助言1として取りまとめられたということで、以上の2点が論点としてございました。

ワーキンググループとして報告することは、以上の助言内容と、それから、論点の2点ということになります。

私のほうからは以上なのですが、もし松本委員から補足、あるいは修正すべき点がございましたら、ご指摘いただければありがたいと思います。

○松本委員 松本ですが、特に修正点はありません。ありがとうございます。

○阿部委員 私からは以上になります。

○林副委員長 事務局に確認ですが、今日は柴田委員と寺原委員はご欠席ということでよろしいでしょうか。

○加藤 ご欠席です。ありがとうございます。

○林副委員長 わかりました。

ご説明いただきました助言および論点について、委員の方々からご意見等、ご質問等があればお願いします。挙手のほうを挙げていただければと思います。

まず、作本委員、お願いできますでしょうか。

○作本委員 ご丁寧なご説明ありがとうございます。

助言案文のことで、1番目と4番目の表記について、ちょっと気になったことがありまして、ちょっと斯様な表現を使う背景について、文言の訂正という意味じゃないんですが、教えていただければありがたいと思います。

特に気になったのは、助言1なのですが、1行目に書いてあるウズベキスタンの電力マスタープランは非公開である、これは非公開というか、公開を禁止されているという意味なんですか。事実上公開されていないということにとどまるのか、何か権力的な作用によって、公開が禁止されているという意味合いで、このようにやんわりと表現されているのか、そのあたり、ニュアンスを教えていただければ助かります。それは文言を修正してくれという意味じゃありません。

あと、4番目なんですけど、松本委員からの助言なんですけれども、このパスポートチェックを行う、それによって現地で生活する外国籍の住民が一律にという、この一律にという意味がよくわからないんですけれども、かなりこの言論その他の規制が厳しいために、この一律にという言葉が使われているんでしょうか。この国の国情というか、政治事情を表すためにこのような、パスポートチェックは普通に一般に行われていると思うんです、外国でも。それに対して、外国籍住民が一律に雇用機会を失わない、そのあたりの文章の意味合いの背後にあるものをちょっと教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、二つ質問がありまして、一つ目のほうから、まず、阿部委員のほう、ご回答いただいて、二つ目のパスポートのところ、私もちょっと日本語が、ウズベキスタンではセキュリティー確保の観点からパスポートチェック、これはいつの段階でチェックするのかなというのがちょっと気になったんですけれども、その点も交えて、阿部委員もしくはご参加の委員、もしくは事務局のほうから、まずはご回答いただけますでしょうか。

○阿部委員 作本委員、ご質問ありがとうございます。2点ございましたが、1点目については、JICAの担当の方からご回答いただければと思います。2点目につきましては、松本委員からご説明いただければと思うんですが、JICAのご担当の方、いかがでしょうか。

○登坂 ありがとうございます。東・中央アジア部の登坂といいますけど、よろしいでしょうか。

○林副委員長 はい、よろしく申し上げます。

○登坂 ありがとうございます。ご質問の作本委員からありました非公開の意味合いなんですけど、これはマスタープラン自体は、ADBがウズベキスタン政府からの委託を受けて作成をするという形になって作成されております。既にマスタープラン自体は完成しているんですが、ウズベキスタン政府およびADBとの間の取り決めとして、これは公開を前提としないという整理になっておりまして、よって我々JICAのほうは、内々にウズベキスタンの実施機関から情報提供を受けて、マスタープランの内容を確認しているというような状況でございます。その意味合いで、この非公開という文言が入れ込まれているとご理解いただければと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

作本委員、よろしいでしょうか。

○作本委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。恐らく政治的な事情でADBも合意されて、マスタープランが恐らく国の政治経済の根幹に関わるようなところということで非公開を指示されたという、それにADBが合意されたということなんだろう。ご説明でわかりました。特に私のほうから文言の修正をお願いしているようなものではありませんので、ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、2点目のほうを松本委員のほうからご説明をお願いできますでしょうか。

○松本委員 わかりました。

確かにこの3行だとわかりにくいかもしれませんが、基本的には現地での格差を生み出さないという社会配慮のところから、なるべく現地の人たちの雇用機会を提供するという、そういう社会配

慮に関わるのがこの部分です。

それを確保するために、要するに外国人労働者というものではなくて、現地の人たちに優先的に雇用をするという、それを配慮項目として書いているんですが、それは逆に言うと、現地にもともといた外国籍の人たちも、そこに配慮されるのか、つまり、一時的に何かこの事業のために海外から出稼ぎにやってきた人のみなのかどうかということ、ワーキンググループで議論をしました。

そうしたところ、ウズベキスタンはパスポートのチェックをするという、これは実を言うと配慮ではなくて、そもそも調査団の話によれば、そういう仕組みになっているというご説明だったので、だとすると、チェックの中で、そもそもそこに生活をしている外国籍の人たちが、そうした一時的な出稼ぎ労働者のように扱われて、現地での雇用機会を失うというのは、この社会配慮の項目の目的に鑑みると、少し違うのではないかとということで、ここに書いてあるような文言になっているということです。

ご理解いただけますでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか、作本ですが。

このパスポートチェックというのは、一般的に内外の国民を問わず行われるという前提で、この前半文が書かれているかと思うんです、この文字面から見ますと。ですから、例えば今、松本委員のおっしゃるように、外国籍住民で現地に住み着いている方がおられるわけで、その人たちの雇用機会ということを考えるのであれば、確保の観点からの外国人、先ほど申し上げられたような外国人労働者のパスポートチェックというふうに言うてしまうと言い過ぎなんでしょうか。前半の文章は、全ての国民に対してのパスポートチェックというふうに読めるんですが、いかがでしょう。

○松本委員 私はパスポートチェックというのは、セキュリティーの観点でやられているという認識がなかったので、つまり、このプロジェクトサイトにおけるセキュリティーチェックというふうには私自身は考えています。

○作本委員 私どもは海外にいるときに、パスポートは常に携行しろという、そういう意味でのセキュリティーチェックを受ける立場にありますよね。そういう意味ではウズベキスタンは特殊な国なのかな、どうかなということがちょっとわからなかったもので、そういう質問をさせていただいたんですが、やはりそれでもちょっとこの文章、4番の前半からは、後半のほうにストレートにつながらないような何か空白部分があるかのように感じるんですが、いかがでしょう。

○松本委員 であれば、この「ウズベキスタンでは」にしないで、「プロジェクト地では」というふうにはいかがですか。

○作本委員 もしそのような表現でしたら、よりわかりやすいかと思います。

○松本委員 調査団のほうで「プロジェクトサイトでは」というふうに変更しても問題ないかどうかご確認いただけますか。

○林副委員長 JICAのほうでよろしいでしょうか、この変更で問題。プロジェクトをやっている段階にチェックをするという意味ですか。それとも、採用のタイミングでという。要するに、常にチェックはいつでも入るような気がするんですけども、プロジェクト地で雇用する段階でとか、働いている人に対して適宜セキュリティーの面でチェックすると。どちらなんでしょうか。

○松本委員 すみません、それは私は現地に行っていないのでわかりません。私が言いたいのは、少なくとも現地にいる外国籍の人たちまで、雇用機会を失わないようにしてほしいということであ

って、どのようなときにセキュリティーチェックをしているかということは、私のほうで把握をしているわけではなく、調査団からの回答に従って書いているだけです。

○林副委員長 わかりました。JICAのほう、確認いただけますでしょうか。

○作本委員 一つ、作本ですが、よろしいでしょうか。

○林副委員長 ちょっとお待ちください。JICAのほうから答えていただいて。

○登坂 ありがとうございます。中央アジア課の登坂ですが、先ほど松本委員からご提案いただいた「ウズベキスタン」を「プロジェクト地では」というふうに修正する形が、現地の状況には即しているのかなというふうに思っておりまして、その内容で我々としては問題ないというふうに考えております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、作本委員。

○作本委員 すみません、今の事業を担当されている方、ありがとうございます。

あと、もう一つ、今、松本さんのお考えについて、ちょっともしやということでお伺いしたいんですが、今、現地で生活する外国籍という場合に、外国人としての労働者じゃなくて、もともと住み込んでいる外国籍の人々の労働機会というふうに、私は理解させていただいたんですが、ただ、内国籍と外国籍と分けた場合、内国人の労働がまず優先的に保障されるというのは、どこの国でも優先事項としてはプライオリティーがあるんじゃないかと思うんです。外国籍のパスポートの人については、二次的に雇用吸収されるというふうに考えるのはおかしいということになるのでしょうか。ちょっとそのあたりの考え方の整理が私はつかないので、教えていただければありがたいんですが。

○松本委員 私は作本さんのような考えには立っておりません。日本の中で在日コリアンの人たちが、いわゆる日本国籍の人たちよりも優先されないというか、劣位に置かれるということは、私はあり得ないことじゃないかというふうに思います。

○作本委員 そうすると、外国人が労働で入ってこられる、日本にもいっぱいおられますが、今の韓国人の場合は、ずっと長い歴史とかいろいろありますから、ちょっとわからないんですけれども、労働ビザを持って入って来られる人も、この外国籍の住民、表記には含まれて考えておられるのでしょうか。

○松本委員 現地の状況に対応するために、一律に雇用機会を得られないようにという書き方をしています。

○作本委員 ということは、平等に機会が与えられるべきだということですね。

○松本委員 一律にそういうことがないようにと。つまり個々の状況に鑑みてほしいということですね。

○林副委員長 作本委員、もしご提案として、何か助言をこうしたらというような何かはあるのでしょうか。

○作本委員 特に文言にこだわっているわけじゃありません、すみませんが。ただ、考えている背景にどのような脈絡があるのかということだけ、ちょっと教えていただきたかっただけで、松本さんがこのようなお考えだというのは、それで私は結構です。以上でありがたいです。

○林副委員長 じゃ、よろしいでしょうか、本件は。

○作本委員 はい。

○林副委員長 では、続きまして、掛川委員、お願いできますでしょうか。

○掛川委員 掛川です。ありがとうございます。

私は論点の方なんですけれども、論点1のところ、環境について既に問題が発生している地域での事業実施についてということで、こちら、すみません、JICAの方に対して質問です。

これを拝見して、非常に重要な点を、皆さん、ワーキンググループで協議されたなと思っていたところです。特に後半の最後のところで、「それが限定的であっても、当該事業を行う是非は慎重に累積的影響を含めて検討する必要がある」との指摘が、委員の方からあったということです。本件について、JICA側ではどのような今後フォローアップをされるのかということと、もしくは、本件はもう既に進んでいるので、これは将来的な教訓として受け止められているのかということで、ちょっとJICA側の立場であるとか、ご意見を伺いたいと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、JICAのご担当のほうから回答をお願いできますでしょうか。

○登坂 ありがとうございます。中央アジア課の登坂でございます。

ご指摘いただいた点、私どもとしましては、まず、今回の事業については、ナボイ地域においても既存の非効率、効率性の低い発電施設を将来的には停止することにつながる形で高効率の発電施設を入れるということで、地域全体としては累積的影響が低減される形になっていくということで、さらに、現下の他地域と比べて、呼吸器疾患の症例が大きいという状況が確認はされておりますが、その影響は最低限のものにとどまる形で検討は可能である、この二つの見地から、この案件については実施の方向で検討を進めたい。

他方、ご指摘のあった累積的影響については、慎重に検討して、最終判断に持っていきたいということを考えております。

以上でございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

掛川委員、いかがでしょうか。

○掛川委員 ありがとうございます。そうしますと、案件を進めるものの、JICAの方でフォロー的な調査とかもされていくという認識でよろしいですか。もしくは、建設実施、またはプロジェクト実施中の環境モニタリングでフォローして、もし必要なアクションが必要な時は、その時に取るという、そのような理解でよろしかったですか。

○林副委員長 JICAのほう、ご回答をもう1度お願いできますか。

○登坂 ありがとうございます。こちら、助言案のほうでもご指摘いただいておりますとおり、廃止の条件面、タイムラインを含めて、まず審査段階において先方政府と確認を行い、さらに助言案の全体事項のところでもございます累積的な環境影響を考慮する必要があるかどうかも含めて確認をするというのが、まず入り口として行います。その次に、そこで問題ないということであれば実施となり、実施段階に入っていったところで、今まさにご指摘いただいた環境モニタリング等々でフォローしていくというこの流れで対応していく形になるというふうに考えております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

松本委員、何か本件について補足がありますでしょうか。

○松本委員 1点補足をしたいと思います。掛川委員ご指摘のところなんです、これは実はスコーピング案で織田委員から質問が出されていたんです。それは事前の回答のところでお答えをJICA側が出している部分なんです、そこでまさに、この括弧内に書いてあるように、この地域では、なぜか呼吸器疾患が非常に多いということが書かれていたんです、スコーピングの段階で。その原因については、本調査で確認をするというのが当時のJICAのお答えで、織田委員からは、それは助言案としては出されていなかったんですが、その結果をご確認させていただいたところ、実を言うと、本調査でも原因がわからなかったということが、調査団からのご回答でした。

従って、なぜ呼吸器疾患がここで、他の地域より多いのかがわからない中で、この事業がどういう影響を及ぼすのか、及ぼさないのかということも、実を言うとわからないのではないかとというのが、私の懸念点でした。

それに対して、助言案という形ではなく、こういう形で書かせていただいたということで、今のJICAのお答えによって、それについては、事業を進めながらしっかりとモニターはしていくというふうなことだと理解しましたので、ちょっと掛川委員のご質問に乗る形ではありましたが、補足説明をさせていただきました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

本件、掛川委員、よろしいでしょうか。

○掛川委員 詳細ありがとうございます。承知しました。では、フォローの方を、よろしくお願いします。

○林副委員長 ありがとうございます。

引き続き、山岡委員、よろしくお願いします。

○山岡委員 山岡です。聞こえていますでしょうか。

私からは論点および助言の全体事項に関するところですが、ここでは旧発電所の停止が予定されていますが、これのタイムラインとか、どのような条件でいわゆる停止、あるいは再開されるのかというような趣旨で、この辺は書かれていると思います。一般的に言いますと、これはJICAからのご回答の回答表の中でも、2番目とか3番目に書かれているんですけども、新発電所の計画外停止に対して対応する、あるいは、これは書かれていないと思うんですけども、需要が予測よりも急に増えてしまったときの対応というのが、これは一般的に考えられると思います。けれども、なぜこの段階で、そういうことが今まで確認されていないのかという疑問があるんですけども、先ほどのマスタープランの非公開のときには、JICAのほうからご説明がありましたけれども、内々には確認されているということでしたので、どうした場合に旧発電所がまた再運開するのかということは、マスタープランには書いていないんでしょうか。

あるいは何か、先ほど私が申し上げたような理由以外に、何か特殊な理由があって、そういうことが記載されていないのかどうか、この辺について確認させていただければと思います。

これはJICAでしょうか。お願いします。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。JICAのご担当のほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○登坂 中央アジア課の登坂です。ご質問ありがとうございます。

まず、ご説明いただいた需要供給が合わない、もしくは何らかの事情で供給が落ち込む等々の事情については、我々もその可能性が高いというところは把握しております。

では、個別具体的にどういった状況となるかといったところの整理で、かつ停廃止の条件面等については、詳細な確認が必要であるというご指摘を踏まえて考えておりまして、そこは審査にて確認をしていきたいというふうに思っております。

もう1点、マスタープランにおいて停廃止の詳細な整理が為されているかいないかというところについて、個別の発電施設に応じて停止及および廃止の判断の整理については、少なくともマスタープランを見ている限りでは、まだ停止をする想定ではあるんですが、それがいつ廃止になるかといったところまでは記載が確認できておりません。

よって、そこを審査において先方政府と確認をし、累積的影響がない形での運営が為されるように担保していきたいというふうに考えています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 ご説明ありがとうございます。1点確認ですけれども、一般論として停止、再稼働についての確認でとどめてもいいのか、それとも、もうちょっとこれは詳細にどのような具体的な条件のときに廃停止、あるいは再稼働をするのかというところまで、JICAのお立場で相手に対して求めるのでしょうか。

以上です。

○林副委員長 じゃ、JICAのほうからお願いします。

○登坂 ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、電力の運営まで縛るといのがなかなか難しいところがあるというふうには、我々も感じております。他方、先方政府がどこまで詳細な計画を持っているのか、はたまた持っていないのか、持っていない場合に考えられるリスク等々、我々のまさに委員の皆様からご指摘いただいた問題意識については、きちんと確認をする形で運営を担ってもらうというところまでは、審査のところで整理したいというふうに考えています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう、山岡委員。

○山岡委員 わかりました。どうも説明ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

引き続き、先ほど田辺委員が挙がっていたんですけれども、よろしいということでしょうか。

○田辺委員 はい。先ほどのJICAの回答でクリアになったので大丈夫です。

○林副委員長 わかりました。

じゃ、続きまして、石田委員、お願いします。

○石田委員 石田です。質問は助言1と論点2に関連することなんです。ほかの事業との関連性や連続性ということで、助言の場合には効果ということや、それから、論点の場合は連続性という言葉当てはめて使われているので、一つだけ気になったのが、ほかの事業との関連性を見る場合に、ほかの事業から受けるインパクトとか、累積的な地域への効果なりインパクトというのは、この中で助言1や論点2でも含まれているというふうに理解できるのでしょうか。

以上です。

○林副委員長 質問はJICAのほうでしょうか。

○石田委員 すみません、ワーキンググループをお願いします。

○林副委員長 では、ワーキンググループの阿部主査、もしくは松本委員、どちらかお願いできますか。

○阿部委員 阿部です。石田委員、ご指摘ありがとうございます。

ご質問の点については、私自身の理解としては含まれているということを考えております。

松本委員、いかがでしょうか。

○林副委員長 松本委員、何かあれば。

○松本委員 多分これは先ほどJICAのご回答の中にもあったように、基本的にはより環境負荷の小さいプロジェクトに移るということで、累積的影響の調査というのは、今回のドラフトファイナルレポートの中では十分に論じられているとは思わなかったもので、こういうような提言や論点という形で出している、つまり本当に累積的影響を加味しないで大丈夫かどうかというところを、やはりちゃんと丁寧に吟味してほしいということが、ここには書かれているということだとご理解いただければと思うんですが。

○林副委員長 ありがとうございます。

石田委員、何かこれでよろしいでしょうか。

○石田委員 ご趣旨はわかりました。そうすると、これを読んだときに、累積的影響という事柄自体は、環境社会配慮委員会でもずっと話題になっていたし、ガイドラインにも今回改正するに当たって、累積的影響の議論は随分した記憶があるんです。だから、この文言がなくてもいいということであれば、私は全然構いませんが、読んでわからなかったもので、ちょっと質問してみました。ありがとうございます。

○林副委員長 ということは、文面を修正提案は特にないということよろしいですか。

○石田委員 特にありません。私自身は理解できました。ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、一通りご意見が出されたんですが、何か文面の修正等の提案等、1か所だけ「プロジェクト地」と、助言4の修正のご提案がありました。それ以外に何かあればですが、特になければ助言を確定という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか、皆様。

JICA側でもよろしいですか、この修正で。先ほど良いということだったと思うんですけども。

○登坂 ありがとうございます。中央アジア課の登坂です。

特段問題ないです。ありがとうございます。

以上です。

○林副委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、この本ワーキンググループの助言および論点は、確定という形にさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、次の議題で、モニタリング段階の報告ということで、モニタリング段階にある案件の進捗について、JICA事務局のほうから資料のご説明をよろしくをお願いします。

○小島 JICA審査部の小島です。ご説明をさせていただきます。大体5分ぐらいかかると思えます。

カテゴリA事業のモニタリング結果の提出および公開の状況について、年に2回、全体会で報告させていただいています。通例だと7月と1月です。今回、1月ということで、2022年1月のものを説明させていただきます。前回は2021年7月にご報告済みでございます。

全体を見ると、コロナの影響により事業進捗に影響の出ている事業はあるものの、モニタリング結果の入手数は、徐々に上昇しているというふうに言えると思えます。カテゴリA案件のみに限ってご説明すると、進捗の数は少ないように見えるかもしれませんが、カテゴリBについても、私たちのほうで入手して公開しているものもあります。

ちょっと表の見方について説明させていただきますので、今、画面で見えているのをご覧いただければと思います。例として、1番左、ナンバー5のフィリピンの中部ルソン接続高速道路建設事業というのを見ていきたいと思えます。

本件は2012年3月30日にLAが署名されました。2010年のガイドラインが適用となっています。モニタリング結果の公開合意の有無、これを事業部のほうで確認した結果、環境面でのモニタリング報告書は公開だけれども、社会面のモニタリング報告書は公開できないという回答でございます。現時点での事業の進捗は、建設工事が今続いているというのが、そこに書いてあるとおりでございます。

さらに、右に移って、最新のモニタリング結果公開時期ということで、赤字で下線を引いて、2021年度第1四半期というように書いてありますが、これが今回、2021年度第1四半期のモニタリング報告書が入手できて、公開されているというところでございます。社会面でのモニタリング報告書は合意がないので、公開していないということです。

一つ下の6番のバヌアツ、ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業なんですけれども、これはモニタリング結果公開合意の有無のところ、社会面のところは影響なしというふうに書いています。これは社会面での影響がないので、モニタリングの必要はないというように判断されたというところで。

これは既に案件としては、工事が終了して供用しているというところなんですけれども、当然ながら、1番右の社会面でのモニタリングは影響がないとされたので、提出もないということで影響なしというように書いています。

これが表の見方でございます。赤いところが今回更新されたものでございます。

一つお詫びがあるのが、1番下、資料の8ページ、84番、85番、86番、赤字で書き加えているものでございます。これは本来であればこのリストに入っていないといけなかったものなんですけれども、抜けていたものでございます。

エチオピアのもの、それとフィリピンの橋、それとバングラデシュの高効率ガス火力発電事業というところで、これを表に書き加えて、これからはこれら案件も含めてきちんとフォローしていく

というところでございます。

この3件が抜けたというのは、私たちのモニタリングの網から抜けたというわけではなくて、この表に入れて、皆さんにご報告するのを忘れていたということなので、お詫びして、今後ともフォローしていきます。

再三ご指摘をいただいている特定の国において、公開合意が取れていないケースというのは、まだ残っています。モニタリング結果提出に時間がかかる国もあるんですけども、引き続き事務所を通じたり、案件形成時に一言言ったりということで、フォローしているところでございます。

工事が始まっているのにモニタリング報告書が全然出ていないものについては、私たちとしてもフォローを積極的にやっていきたいと思えます。中には、例えば覚えておられるかもしれませんが、11月にカメルーンのモニタリング報告をやったり、12月、ブラジルのクラビンの案件のモニタリング報告をやったりというところで、きちんと動いているものも増えてきていると思えます。

この後、新しいガイドライン、2022年のガイドラインの説明がありますが、モニタリングについては一部だけ修正があります。現行のガイドラインにおいては、3.2.2で相手国で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開するというように規定されていますけれども、2022年ガイドラインにおいては、相手国の了解のうえでウェブサイトで公開するというような書きぶりしております。

一般的に公開されているかどうかという若干曖昧なものよりは、踏み込んだ確認を今後していくということになるのかなと思えますので、新しいガイドライン、2022年ガイドラインが適用になる案件についても、きちんとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上がモニタリング状況の報告ということで、ご説明を終わります。

以上です。お返しします。

○林副委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご意見等のある方は、挙手をお願いできますでしょうか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 阿部です。ご説明ありがとうございました。

JICAの小島さんに伺いたいんですが、このモニタリングの結果を踏まえて、その中身についての是非、あるいは内容についての検討というのはされていると思うんですが、それについては何か、それこそ公開する、あるいはご報告いただくといった、そういった段取りになるのでしょうか。公開すること自体は、公開して誰かがそれをチェックすれば、状況が妥当だと判断される、あるいは問題があれば指摘を受けるであろうということだとは思いますが、そもそも報告を受けたJICAとしてどのようなご判断をされているのか伺えればと思いました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○小島 審査部の小島です。ご質問ありがとうございます。

モニタリングの報告書は、まず事務所のほうに提出されて、それが私たち審査部のほうに転送されます。審査部ではその内容をチェックして、もちろんあまりにもひどいものであれば書き直してもらおう。だけれども、次回までに直してくださいというものがあれば、そのメッセージを事務所を通じて、モニタリングを確認している相手国機関に返します。そのうえで公開しているということ

になります。

私たちがしているコメントは当然、必ずしも公開されていないものでございます。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

阿部委員、よろしいでしょうか。

○阿部委員 小島さん、大変失礼しました。ありがとうございます。わかりました。ありがとうございます。

○林副委員長 じゃ、続きまして、織田委員、お願いできますでしょうか。

○織田委員 織田です。毎回問題になっている公開の合意の件なんですけれども、当初は合意されなかったけれども、その案件がフェーズ2、フェーズ3と続くような場合は、後から追ってその公開についても1度協議する、要するにフェーズ2、フェーズ3だけではなくて、当初のものについて協議するというようなことはできないのでしょうか。

というのは、今日まさに先ほど議論しましたウズベキスタンのナボイ発電所ですけれども、これはモニタリングの報告書でも、今日いただいた分で1ページ目の1番下に入っていたと思いますが、ナボイ火力発電所近代化事業です。2013年に調印されており、既に供用も開始しておりますけれども、この時合意になっていなかったのがデータの公開はなく、そのままフェーズ2、フェーズ3と公開されずにきています。フェーズ2については、まだモニタリングのリストにも上がっていませんよね。

先ほどのナボイ発電所フェーズ3の論点に関する議論のときも、私が前に指摘しました呼吸器疾患のことについてのご回答では、モニタリングで確認するといわれたかと思えますし、JICAのほうではチェックしてくださるんでしょうけれども、公開はされないまま過ぎてしまうということになりかねないと思うんです。

ところが、今回のナボイ発電所の回答表を見ておりますと、私が気がついたのは騒音に関する質問の中でしたが、GTCC2号機、これはフェーズ1というか最初のときに合意されたものだと思いますが、GTCC2号機のモニタリング結果に基づいたデータが回答にあげられています。

これはモニタリングが機能していることの証拠で評価されるべきと思いますが、今後もこういうふうに、最初のフェーズでは合意されなかったけれども、後にフェーズ2、3と進んでくる事業の場合は、例えばフェーズ2やフェーズ3については合意できないとしても、既に供用までしている最初のフェーズについては、遡ってそれを公開するということの協議があってもいいんじゃないかなと思います。

フェーズ2、フェーズ3と進む場合は、最初の状況が後になって問題になったり、また、そこであまりいっているのだったら、大丈夫だろうとかというふうに考えることができるので、遡って公開するように協議してはどうなんだろうというのが質問であります。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、JICAのほうからご回答をお願いできますでしょうか。

○小島 引き続き、小島から回答させていただきたいと思えます。

まず、ここに書いてある一つ一つの案件について、相手国政府と協議する際にはその都度、同じ

案件だけでも、後のフェーズなので、今回から公開してくれないかという交渉は、事業部を通じてしています。前のフェーズで非公開だったものが公開になるということは、なかなかないんですけども、それであっても、必ずそれは交渉してもらうように、私たちからお願いしています。

ただ、国によっては、ある実施機関は公開する、ある実施機関は公開しないというのがありますので、そういうのをてこに交渉していくというようなことを行っている事業部もあります。

既に終わったもののモニタリングについて、改めて公開をお願いするというような交渉はしていません。そのようなものについては、例えば事後評価、終了時評価のようなものでカバーされるんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○林副委員長 ご説明ありがとうございました。

織田委員、よろしいでしょうか。

○織田委員 ありがとうございます。ただ、ちょっと付け加えれば、今のウズベキスタンでも同じ火力発電所の事業で、次のページのトゥラクルガン火力発電所、こちらのほうは全部オープンになっていて、公開可能になっているんです。そうすると、ナボイ発電所はよっぽど何か問題があるんじゃないかと、かえって疑いを持ってしまうもんですから、ぜひそういうことも含めて、また先方とお話しいただければと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

JICA、補足はありますか。

○小島 まさにそのとおりで、さっき申し上げたとおり、ある同じ国のある実施機関で公開していて、別の実施機関で公開を了承してくれないケースというのは、多々あって、公開されているケースで問題になっていないよというのを、別の機関で理解していただけると、公開しても大丈夫なんだというのを皆さんに認識してもらえと思うので、そういう取り組みを進めていきたいと思います。

すみません、ウズベキスタンのこのトゥラクルガン火力発電所との関係というのは、ちょっと私は承知していないんですけども、そういう交渉はできるんじゃないかなと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

掛川委員から、まずお願いできますでしょうか。

○掛川委員 掛川です。ありがとうございます。

私の方で気になっていますのは、公開の合意が取れていて、それで建設中で、なおかつ、まだモニタリングレポートが提出されていないというもので、特に早い時期にLAの調印が済んだものです。例えば22番のエルサルバドルの案件とか、あとは46番のベトナムの案件、それから60番のインド、78番のインド、最近のものですが84番のエチオピアとかかと思っています。

特に古い案件について、建設工事中だけれども、モニタリングが出ていないという、例えばエルサルバドルとかベトナム、インド、2018年ぐらいのものであれども、それについては、どのような状況でモニタリングレポートが出ていないかというところを、もう少し詳しく教えていただければなと思っています。

逆にそれが出ていない、数年前にもかかわらず出ていないということは、現場のモニタリング体制が機能していないのではないかなという、ちょっと不安を感じますので、すみません、ちょっと現場の方からの状況を教えていただければなと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、JICAのほうからご回答をお願いします。

○小島 JICAの小島です。

すみません、個別案件の状況までは、詳しくは把握していないんですけれども、やっぱりまさにおっしゃったとおり、建設が始まっているのに、まだ何も来ていないというものについては、私たちも督促を進めたいところです。私自身、気になっている案件、特に1ページ目に載っているものについては、LAが2011年から2013年に署名されたもので、そこからなかなか進捗がないものについては、きちんと情報を集めないといけないなと思っています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

掛川委員、よろしいでしょうか。

○掛川委員 ありがとうございます。そうすると、今回、私たちには、このような場で共有はしていただいたんですけれども、これからJICAさんの方で詳細は詰められていくということですが、その結果については、また私たちにも半年後を待たずに共有していただくことというのは可能なんでしょうか。

○林副委員長 JICAのほうからはどうなのでしょう。

○小島 小島です。督促の結果、モニタリング報告書が出てきたら、それは私たちで確認後、特に公開を了承されているものについては、直ちに公開するというにしたいと思います。その結果のご報告については、また半年後ということになります。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、錦澤委員はもう1回入られましたか。

○錦澤委員 今、聞こえていますでしょうか。

○林副委員長 聞こえています。じゃ、お願いします。

○錦澤委員 すみません、何か急に不具合があったんですけれども。

3点ありまして、1点目は、阿部委員から質問がありましたモニタリング結果の確認ですけれども、ガイドラインを見ますと、JICAがモニタリング結果を確認ということが明記されていますので、それに基づいて業務をされているということだと理解しています。

小島課長から、あまりにもひどいものについては、相手国に戻してという説明があったんですけれども、モニタリングを最近になってきちんとチェックするようなことがやられる、そしてそれも公開されるというのは、大変重要な取り組みですし、環境社会配慮をきちんとやっていくうえで、とても重要なことだと思っています。

あまりにもひどいというものが、どういうものなのかということなんですけれども、これはあくまでも一般論ですけれども、アセスでモニタリングを実施するときに、必ずしもEIAで出てきたモ

モニタリング計画に基づいてやられないものというのがあるように理解しています。

ですので、モニタリング結果が出てきて、その結果がどうなのかというのをチェックするということですが、EIAのときのモニタリング計画、あるいは、そこで出てきた助言の内容で、特にモニタリングチェックしてくださいという助言があると思いますけれども、それも含めて確認していただきたいという、これはお願いといいますか、それを既にされているということであれば、そういった説明をしていただければと思いますけれども、ちょっとその点が気になった点です。

それから、2点目で、公開の合意については、これは毎回議論になるところですが、モニタリングの状況をこのような一覧表で毎回整理していただいて、説明していただくということも、これも非常にいいことだというふうに思います。

この情報をどのように使っていくかということで、せっかくここまで整理をしていただいていますので、例えば国ごとに公開の状況がどのぐらい公開されているかというのを、ちょっと内々に整理をして、恐らく諸外国で今、こういったモニタリングの結果を公開するという状況は、どんどん広がっているということだと思います。ですので、かたくなに非公開をする国に対しては、諸外国の状況がどうなっているかということも、データとして理解していただく、そういう、説明の際に、お願いするときの説明の資料としてちょっと活用していただくとか、そういったこともあっていいのかなと思いました。

それから、3点目なんですけれども、このモニタリングの公開、JICAのホームページで公開をしていますけれども、それをどういう形で公開するのかということも重要だと思っています。

これは以前にも指摘があったと思いますけれども、今現在のJICAのホームページを見てみると、最新のモニタリング結果だけ掲載されている。せっかくモニタリングを何回か経年変化で提出されているものがありますので、できれば、ちょっと業務がすごく大変になりますので、すぐということではないんですけれども、そういうホームページで改善する機会には、そういう経年変化でモニタリング結果を示すとかということもあったほうがいいと思いますので、その点について、引き続き検討していただければと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、JICAのほうから3点、ご質問に対してご回答をお願いしますでしょうか。

○小島 JICAの小島です。ちょっと30秒ください。

ありがとうございます。

1点目、私たちがどういうふうにモニタリング結果を確認しているかというところでございます。皆さん、モニタリングの報告書を公開されているものを見たら、おわかりになるかもしれませんが、完璧なものというのは実はほとんどなくて、突っ込みどころが非常にたくさんあるモニタリングレポートもたくさんあります。

私がここに来てから、このレポートはあまりにもひど過ぎるので突き返すという、選択肢はもちろんあるんですけれども、それはやったことはありません。

私たちとしてできるだけ相手国にエンカレッジして、提出されたものはそれとして受け取って、もちろんネガチェック、それと、きちんと必要なものが書かれているかというのは見ますけれども、提出されたものについては、コメントを返して次回までに、例えばこれが計測されていないんであ

れば、これをきちんと計測してくださいというコメントをお返す、あるいは、この数値の解釈の仕方がよくわからないので教えてくださいとか、これについての現地の状況を写真でくださいというようなコメントをして、次回までに記載するというような方針で見ることが多いです。

その中で私たちの体制としましては、ワーキンググループなどで担当した担当者が、そのまま監理の段階でも引き続き見るといことにしていますので、助言いただいたこと、あるいは、ワーキンググループでいただいたいろんな指摘も踏まえて、モニタリング報告書を見るようにしています。引継ぎもできるだけきちんとしようというところできているところがございます。それが1点目です。

2点目で、公開されている国の状況を、公開を了承してくれない国に対して材料として使うというのは、それはもちろんあり得ると思います。つまり、きちんと公開してやっている国において、案件が円滑に動いているよというようなことをわかってもらうことによって、公開をなかなか了解してくれない国に対する説得材料になると思います。どれがどこまで説得力があるかというのは、その国の担当の方の受け取り方もあると思いますので、やはりそこは私たちも事業部に対する材料として提供できたらなというところがございます。

3点目について、モニタリング報告書について、最新のものしか公開されていないんじゃないかというご指摘です。多分これは前に指摘があって、私たちは改修を試みたんですが、もしかしたらうまくいっていないので、それはちょっと確認したいと思います。

いずれにしても、特に積極的に公開しないというつもりはなくて、過去のものを含めて遡るのは難しいかもしれませんが、最新のものとその前のもの、公開することは特に問題ないことと思っています。

以上でございます。

あと、最後1点付け加えると、私はちょっと言い間違えたかもしれません。モニタリング段階の報告案件で、先ほどブラジルの案件等を例に出させてもらいましたが、これは相手国が公開を了承しているものに限ってやっているプラクティスですので、もし皆さんに誤解を与えたことがあれば失礼しました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

錦澤委員、よろしいでしょうか。

○錦澤委員 承知しました。ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

あと3名おられるんですが、事務局のほうで換気か何かの必要はありますか。

○加藤 お三方のご発言が終わった後で、1度換気をさせていただければと思います。

○林副委員長 わかりました。

じゃ、長谷川委員、お願いできますでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

この今見せてもらっている表自体が何を示しているかということなんですが、モニタリングをやったその結果を示すものではなくて、どのぐらい順調にモニタリングが遂行されているかというふうな進捗を示すようなものだとは私は考えています。

そう考えたときに、真ん中の欄にありますモニタリングの結果の公開の合意の有無というところに、社会欄の所々で影響なしというふうな書きぶりがあるんです。合意しているかどうかということと、モニタリングの項目それぞれに影響があるかなしかというのは、関係がないというよりも、違うことを言っていると思うんです。

ですから、モニタリングの結果、やる前からこれはほとんど影響がないだろうということで、そういう判断をしたとしても、もし合意、発表しなくちゃいけないようなものが出た場合に、合意があるかどうかというのは、ここは影響があるかなしかは別にして、丸とかバツかというのは、必ずここに記載されなくちゃいけないと思うんです。ということで、ちょっとこの真ん中のところに影響なしと書かれるのは、ちょっと違和感を感じております。

あるいは、私の勘違いがあって、先方のほうから社会環境については影響がないよというような話がまずあって、じゃ、これは合意もへったくれもないねというような、今は関係ないねということで、そういうふうなステップをたどるのであれば、こういう書きぶりもあるかもしれませんけれども、それから、同じく影響なしと書かれているのが1番右端にございますけれども、ここも影響があったかどうかというよりは、そういった影響があるかないかという判断をどの時期に、こういった文章も含めて先方政府等がしたかという時期を書く話であるので、影響があるかないかという、そういう表記というのは、いかがなものかなというふうな感じがしました。

それから、もう一つは、自然環境については影響なしというところの記載が全くないんです。ということは、逆に言うと、自然環境については全てのモニタリングをやったときには、何らかの影響があったというふうなこと、それから、影響なしとなった社会環境の場合は、全く影響がなかったということになるのか、この辺が非常に曖昧なふうに感じまして、この書きぶりがどうかなという気がいたしました。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

JICAのほうから補足的なご説明をお願いできますでしょうか。

○小島 改めまして小島です。

ここの表の書き方はなかなか難しく、改善を重ねているところなんですけれども、この表はモニタリングの状況を皆さんにお知らせするもので、1番右側に書いてある公開時期に、具体的な公開時期が書いてあるものについては、私たちのホームページから、英語ではありますけれども、確認いただくことができますので、個別の案件についてご関心がある場合は、そこをご覧になっていただく、ということになっています。

ただ、全体としてご覧になりたいというご要望があったので、半年に1度、こういうプラクティスをやっているというところ です。

モニタリング結果公開合意の有無というところで、影響なしというように書いてあるもの、これはまさに委員がおっしゃったとおり、社会的な影響が想定されないものについては、モニタリングする必要はないだろうということで、社会面でのモニタリングは必要ないと判断されたものについて、影響なしというように記載しているものでございます。

影響なしと判断されたものについては、社会面でのモニタリング報告書は必要ないというところなので、1番右も影響なしというふうに書いています。影響なしとあえて書いているのは、合意な

しとか未提出などと区別するために、そのように書いてあるだけであって、分類上の言葉のあやであるというふうに認識いただければと思います。

当然ながらここに載っているのはカテゴリAの案件で、社会面で影響はないということは、自然環境面で影響があるということなので、環境モニタリングレポートはどの案件でもやっぱり影響があるので、出していただいているというものでございます。

以上です。

○林副委員長 ご説明ありがとうございました。

そうですね、書きぶり、長谷川委員、何かこういうふうにしたらみたいなお提案とかはありますか。

○長谷川委員 提案というあれでないですけども、真ん中の欄ですけども、影響なしと書かれている場合、その国が社会項目に関して公表に合意しているかどうか、やっぱり嫌だよということなのか、その辺がはっきりわからないですよ。この回だけはなかったのかもしれないけれども、その前の回、あるいは、今後合意とかということが為されているかどうかという相手国の状況を知りたいなというときには、こう書かれてしまうとよくわからないですよ。

それとも、これは1回1回合意するかしないかというのを、ずっとやり取りをするので、あんまりそういう意味がないのかということなのか、ちょっとその辺がもう少しわかるような書きぶりが工夫できたらいいかなと思うんですが。ですから、少なくとも真ん中のこの環境社会に丸バツをするところは、影響がなしというよりは、合意があるのであれば、影響がなくても丸とか、そういうふうな書きぶりにしてもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○林副委員長 JICAのほうで何か。

○小島 社会面での影響が想定されない場合は、社会面でのモニタリングは必要なくなるので、その案件について先方の実施機関に対して、モニタリング報告書を公開するか否かというのは、質問として必要ないので、公開合意の有無よりも影響がないということが先に来るので、そもそもそこは問い合わせしていないというのが正直なところだと思います。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

そうですね、長谷川委員、どうしましょう。合意の有無の別の欄をつくりませんか。

○長谷川委員 私だけがこだわってしまっているんでしょうから、それ以上はと思うんですが、先ほど私が言ったように、まず社会項目のモニタリングの必要があるかどうかというのを判断して、影響がなさそうだからその必要はないねというのが出てくる。そうすると、いわゆる公開の合意もくそもなくなってしまうから、もうそれ以上の合意どうのこうの、丸バツは要らないんだというような、そういうふうな順番であれば、こういうふうな書きぶりがあるかなと思いますけれども、それが普通の人にもわかるかどうかです。

いちいちその説明をこれは書いていないですから、その辺がこだわらない人ばかりならばいいでしょうけれども、何か違和感がどうしてもあって、具体的にこうすればという、この場ではないんですけども、そういうことです。

○林副委員長 ありがとうございます。

例えば、この表の下のほうに注意書きを入れて、何か補足で、この表現はみたいなのを少し、表の1番下でもいいですけども、何かそんな形で、影響がなしの場合とはかというふうな形で補足を入れるみたいなの、そんな対応とかでもできますか、1行ぐらい。

○小島 そうですね。前回か前々回ぐらいに補足ではないんですけども、別の書き方をされていて、わかりにくいからこのように実は修正しているのが経緯でございます。改善することはしていきたいんですけども、工夫します。

以上です。

○林副委員長 すみません。じゃ、少しご検討いただくということで、次の、先ほどまで作本委員、手が挙がったんですけども、よろしいでしょうか。

○作本委員 ただいまの皆さんの意見の中で、もう結構です。ありがとうございました。

○林副委員長 すみません、ありがとうございました。

じゃ、奥村委員、お願いします。

○奥村委員 奥村ですけども、審査部の方にちょっと確認なんですけど、こちら、評価部のほうでもいろいろ事後評価とかをされていると思うんですけども、評価部でやっている事後評価の際に、こういった環境のモニタリング結果みたいなのは、何かその中で参照するようにみたいなの、そういう流れになっていたりするんでしょうか。

○林副委員長 じゃ、JICAのほうからお願いできますか。

○小島 ありがとうございます。評価部のほうで事後評価を行う際にも、私たちはその評価の内容を確認させていただきまして、評価コンサルタントが事後評価を行うことが多いんですけど、そのコンサルタントの皆さんにも、モニタリング結果については、公開されているものは共有して、レポートに書いていただくようにしています。

事後評価のインパクトのところでは環境社会配慮について、短くですけども、記載するところがあって、カテゴリAのもの、Bのものについては、私たちも確認するような内部のプロセスになっています。何よりも審査部と評価部は実は内部でお隣同士なので、その連絡はきちんと取れるようになっています。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

奥村委員。

○奥村委員 それでちょっと追加なんですけど、そこで何か事後評価の際に、何か審査の段階に気をつけるべき点、そこからのフィードバックみたいなのがあるとしたら、それは何かこの助言委員会のほうにコメントをいただくと、今後の審査をする上で参考になるかな、助言をする上で参考になるかなと思った次第です。

○林副委員長 ありがとうございます。

JICAのほうから補足。

○小島 ありがとうございます。評価していただく方々は、必ずしも環境社会配慮の専門の方ではないことが多いので、基本的な事項について、私たちが確認したり修正したりするということが多いです。仮に何か助言委員会の皆さんにフィードバックしたほうが良いようなことがあれば、もちろんそれはちょっと私たちでもケアしたいと思います。そういう発想は正直あまりありませんでし

たので、ありがとうございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、本件はほかにご質問等がありますでしょうか。

特になければ、1度換気のために休憩を入れたいと思うんですが、何分ぐらい入れればいいですか。今15時20分。

○加藤 JICA本部です。5分ほどいただければと思います。よろしくお願いします。

○林副委員長 じゃ、15時26分に開始ということにしたいと思います。よろしくお願いします。

15:21 休憩

15:26 再開

○林副委員長 もう26分なので、再開したいと思いますが、じゃ、小島さんのほうから先ほどの補足ということでお願いします。

○小島 二転三転して申しわけございません。バックナンバーについて、あるものについては公開しているというのを確認できましたので、今ちょっと画面を見ていただいて、今見えている画面は、個別の案件のモニタリング報告書について情報公開しているページです。

それで、ちょっと下にいってもらって、一例として、カンボジアの5号線の案件について、今クリックすると、ここがモニタリングの情報公開のホームページなんですが、今ポインターがいており、二つモニタリング報告書が公開されていますので、バックナンバーについても、あるものについてはきちんと公開しています。

ただ、この取り組みを始めたのが2019年8月からなので、大昔まで遡れるかということ、そうではないんですけれども、あるものについては公開しているというご説明でした。すみません、二転三転しまして。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

本件、先ほどの議題のモニタリング、錦澤委員からのご質問のモニタリングの公開、経年変化の公開についてということのご回答でした。

じゃ、引き続き、次の議題に移りたいと思います。その他ということで、環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）公布についてということで、事務局のほうから説明をお願いできますでしょうか。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

環境社会配慮ガイドライン、2010年4月から10年以上運用してまいりましたけれども、今回2022年1月4日に改正・公布をしまして、この4月施行ということで内容を公開をいたしました。これに併せて、ガイドラインに規定をされております異議申立要綱についても改正・公布しております。

このプロセスに当たっては、2018年の環境社会配慮ガイドラインの運用のレビューから始まり、また、現助言委員会の一つ前の期の助言委員の皆様にご協力いただいた包括的検討を行いまして、また、その後の諮問委員会におきましては、座長として原嶋委員長にも参画いただきましたし、また織田委員、木口委員、田辺委員、日比委員、そして、前期の助言委員の村山委員にも参画いただき、多大な協力をいただきました。また、その後パブリック・コメントの募集も行って、その中でも皆様にコメントをいただき、大変ありがとうございました。

無事にまとまりましたので、内容について大きな変更がある点について、本日、紙を配付を申し上げておりますけれども、ご説明をしたいと思います。

ガイドラインの改正ポイントという紙をご覧ください。全体の仕組みとしましては、これまで10年以上運用してきた環境社会配慮ガイドラインの枠組みは変更しておりません。従いまして、環境社会配慮助言委員会の関与を含めて、主要なプロセスは引き続き維持されております。

その中でFAQはこれまでも日本語、英語で公開をしておりますが、諮問委員会での議論でFAQの位置づけを明確にするべしというお話がありまして、ガイドライン上でも「普及と運用」というところで記載をしております。

そして、各論での改正ポイントを引き続きご説明を申し上げますけれども、ガイドラインの理念、気候変動のところをご覧ください。この10年以上の間にSDGs、またパリ協定、それに基づく脱炭素社会構築に向けた動き、そういったもの、ほかにも人権に関連するもの等も動きがございますので、序章や基本的事項でそういったものを踏まえた記載ぶりにしております。

また、②にありますとおり、大きく変更する点は、温室効果ガスにつきまして、総排出量自体の推計について、改正ガイドラインでは、一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表するということを明記をいたしました。この一定量を超えるというのが何かというところで、FAQに年間の排出量がCO<sub>2</sub>換算トンで2万5,000トン、これが事業から直接排出されるもの、それ以上のものについて推計し公表するということが明記し、公開をしております。

また、ミティゲーション・ヒエラルキー、すなわち影響を回避し、そして最小化し、そして残る影響について緩和し、代償と、そういう順番については、これまでのガイドラインでも書き込まれておりましたけれども、明確にこの考え方を記載し直しているというところでございます。

二つ目、情報公開のところでございます。カテゴリA案件の環境アセスメント報告書、これまでも運用では相手国の承認担当省庁の承認を得た報告書について、120日公開ということで運用しておりましたけれども、これを世銀等の運用に合わせて、承認担当省庁の承認を得た、もしくは、相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を120日公開という形で変更しております。

また、海外投融資は民間ビジネスの足の速さに考慮しまして、60日という設定にしております。

一方で、この内容につきましては、諮問委員会の場でも、カテゴリ案件について承認担当省庁提出版、それを120日公開するという場合に、では、承認された内容はどうするのだということで、追って環境アセスメント報告書が担当省庁に承認されたことを、原則として合意文書締結前に確認するということがFAQに明記をしております。

そして、協調融資等で真にやむを得ない場合に限定される運用として、合意文書後の承認取得を認めることとしておりますが、これは真にやむを得ない場合ということで、限定的な運用にする形としております。

引き続き、エンジニアリング・サービス借款でございます。エンジニアリング・サービス借款は、これまでのガイドラインにおいても、本体借款の環境レビューのときまで環境レビューをスキップできる条項がありますがけれども、ただ、これまでの運用において、環境レビューをスキップした案件において、エンジニアリング・サービス借款供与中に現場で準備工事等の環境社会影響が生

じるということが、例外的にあったということで、本来であれば、E/S借款は詳細設計等の調査を対象とするもので、机上の調査に限定されるわけですが、例外的に環境社会影響が発生するということが予見される場合に、当該影響について、エンジニアリング・サービス借款供与に先立つ環境レビュー時に、前もって確認するというを新たに記載しております。

また、仮に、そのときには予見されていなかったにもかかわらずE/S借款供与中に顕在化した場合ということについても、これまでの重大な変更のガイドラインの枠組みに沿って、カテゴリ分類、環境レビューを行うという対応にしております、漏れのない形にしております。

続きまして、次のページ、(4)ですけれども、現地ステークホルダー協議・人権に関するところでございます。今回の改正ではこの現地ステークホルダーの参加や協議の際の重要な配慮項目について、別紙5として拡充をしております。特に「意味ある協議」の内容に関する記載を別紙5にもしております、また、社会的弱者への配慮、また影響の大きい案件についての計画段階早期から環境社会配慮の実施期間中までの情報公開・現地ステークホルダー協議の実施を記載をしております。

また、意味ある協議というのは、双方向であるとともに意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のないものとするという旨を追記をしております。

また、苦情処理につきましては、これまでのガイドラインでは住民移転の項目で記載をしておりましたが、これは環境社会影響全般についての苦情を受け付けるものとして外出ししまして、環境社会影響全般を対象とした記載に変更をしております。

また、プロジェクトが雇用する保安要員、その他の安全確保のために要員を用いる場合に、これが予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないという点についてガイドラインに明記をしております。

続いて、生物多様性でございます。生物多様性につきましては、大きな変更はしていませんが、ただ、包括的検討でも議論がありました重要な生息地について、これまでは重要な自然生息地という記載でしたけれども、議論の中でも改変された生息地、Modified Habitat、そういったところでも重要な生息地というものはあり得るという考えに立って、重要な生息地という言葉に変更して、配慮を行えるようにしております。

②のところですが、保護区外での事業実施を原則とするという現行の規定は、引き続き維持いたしました。

続きまして、非自発的住民移転のところでございます。これはこれまでの運用でも実施している内容でございますけれども、それを明文化をしております。非自発的住民移転の補償基準は、住民移転計画を通じて公開されること、また、個々の被影響住民と合意される補償内容は、文書で対象者に説明をされ、いつでも本人がその内容を確認できるということを原則とする旨明記をしております。

先住民族につきましては、これまでのFPICは、最後のところはConsultationでございましたけれども、これをConsentということで、世銀と足並みをそろえて変更しまして、十分な情報が提供されたうえで、自由な事前の合意を得られるように努めるということを明記をしております。

その他もガイドラインの中でいろいろ修正を、諮問委員会でも議論をしながら進めておりますが、以上のような主要な点の修正をガイドラインの改正で行っております。

併せて、異議申立手続要綱については、資料を配付しておりますのでご覧ください。主に異議申立審査役の独立性、中立性を明確化したり、調査期間を十分に確保したり、また、申立要件を見直して、アクセスの向上を図る、そういったところの改正を行っておりますので、ご覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。ありがとうございました。

○林副委員長 ありがとうございました。

じゃ、本件についての質問、コメント、源氏田委員、お願いできますでしょうか。

○源氏田委員 ありがとうございます。源氏田です。

加藤さん、ご説明ありがとうございました。ちょっと軽く触れられていた生物多様性のところについて、一応確認をさせていただきたいと思います。

世銀のESS、新しいESSでは、生息地について、改変された生息地と自然生息地と、あと重要な生息地という3つに分けられていたかと思うのですが、今回JICAのガイドラインの変更では、この改変された生息地についても配慮するというところでよろしいでしょうか。世銀のほうでは3つに区分されていたのですが、それを一つにまとめて重要な生息地というふうにしたという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、JICAのほうからご説明をお願いします。

○加藤 審査部、加藤です。ご質問ありがとうございます。

包括的検討の場でも議論がございましたけれども、最終的に改変された生息地、自然生息地、重要な生息地という3区分は、今回は採用しておりません。自然生息地も含めて、これがどこまでが自然生息地かというところの判断をするデータの難しさというところもありまして、そういった区分を3種類にするということは導入しておりませんけれども、全ての生息地を含めて重要な生息地はどこかということを見極めて、それについて配慮するというところは、これまでより強化されたということで、源氏田委員がご理解されている内容と同じだと思いますけれども、そういった整理になっております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

源氏田委員、いかがでしょう。

○源氏田委員 理解いたしました。ありがとうございます。

○林副委員長 それでは、ほかにご質問等ある方は。

じゃ、作本委員、お願いします。

○作本委員 加藤さんのご説明、ご丁寧にありがとうございました。このような形で改定していただいた皆様のご尽力に大変感謝いたします。

やはり今、源氏田さんのご質問もあったんですが、ちょっと私の場合もこの(4)のステークホルダーの④なんですけど、プロジェクトが雇用する保安要員その他、安全確保のための要員を用いる場合には、自己防衛目的等以外には使わないと書いてあるんですが、これは文字どおりの意味はわかるんですけども、どのような課題というか、どういう問題があってこのような言葉がここにう

たわれたんでしょうか。何か背後にあったような議論が、ちょっと一部教えていただければわかりやすいんですが。

文言自体がどうこうということではありません。すみません、加藤さん、お願いいたします。

○林副委員長 加藤さん、お願いできませんでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。この議論は諮問委員会の議論で出た内容でございますけれども、プロジェクトのステークホルダー協議のプロセスや事業実施のプロセスにおいて、自由な意見の表明等の際にこういった保安要員、その他の安全確保のための要員が立ち会うところで無言の圧力がかかったり、そういった懸念のご指摘がありました。

あくまでプロジェクトが雇用する保安要員等は、現場での様々な事故等の予防、また自己防衛目的ということで、それ以上の目的を持つものではないというところの意味合いを持って、今回の記載のようにJICAとして確認するということを明記をしたということになります。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。やはり過度な警察的な行動は取らないというふうに、今のお話を理解させていただいたんですが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○林副委員長 じゃ、JICAのほうから補足をお願いできますか。

○加藤 今、警察という言葉もありましたけれども、JICAとして、そういった相手の国家主権に関わる場所について、何らかの制約を加えたりということは非常に難しい状況にありますので、今回の記載のような保安要員、現地のプロジェクトサイトのセキュリティー等に雇われている方々を中心に、そういったJICAの影響力が及ぶところで必要な配慮をするというところでございます。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。結構です。

○林副委員長 ありがとうございます。

その他何かご意見、ご質問等ある方は。

松本委員、お願いします。

○松本委員 お疲れさまでした。長いプロセスを通したものですので、これに直接というよりは、確認をさせてほしいことが1点あって、それは2022年1月というふうに表題が書いてあります。これは公布が1月なんだと思いますが、施行は4月になっています。

伺いたいのは、今後このガイドラインを表記する場合に、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）と書かれるのか、4月と書かれるのか、これは通常の公布、これは官報に載せるのかどうか分かりませんが、公布される日と施行される日があった場合、施行される日を書いておいたほうが、非常に誤解はないような気がするんですが、この点についてちょっと教えてください。

○林副委員長 じゃ、JICAのほうからお願いできませんでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。JICAの環境社会配慮ガイドラインはJICAの業務方法書にも規定をされておりますので、この2022年1月版については、そういった括弧書きはなく、あくまで「環境社会配慮ガイドライン」と業務方法書で規定されている言葉が指すものと同じものとして、今後取り扱っていくことになります。

ただ、ご指摘の点につきましては、引き続き過去のガイドラインについては、過去のガイドラインが適用されていく案件について用いられますので、それについての表記ということで申し上げます。

すと、環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）と表記し、これは公布の月で記載することになっています。この2010年4月版は同年7月から施行でございましたけれども、2010年4月ということで表記で統一をしております。

以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 つまり逆に言うと、今で確認されたのは、公布の日をもってガイドラインの名称が俗称として使われているということで、一貫させるということで理解いたしました。

○林副委員長 ありがとうございます。

その他、本件ご質問等ある方はおられますでしょうか。よろしいですか。

確かこれはもうホームページ上に出ていたような気がするので、新しいものを皆さん、ご確認いただければと思います。

では、本件、次の議題に移りたいと思います。次は2022年度の全体会合日程案ということで、JICAのほうからご説明をお願いしますでしょうか。

○加藤 審査部、加藤です。今ご説明を申し上げました資料のその次のページ、今画面に出ておりますが、2022年度全体会合の日程を記載をしております。実際の会議室も記載をしておりますけれども、コロナの状況を踏まえて、引き続きオンラインとなるか、そういったところは、また判断をしてみたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○林副委員長 ありがとうございます。

これについて何か質問等あればですが、よろしいですか。

そういうことで、最後の議題ですが、その前にまだご質問等をされていない委員の方々がおられますけれども、何かありますでしょうか。

特にないですか。

それでは、最後の議題の今後のスケジュール確認ということで、事務局のほうからご説明いただいたほうがいかなと思います。

○加藤 審査部、加藤です。次回の全体会合第133回は、2月7日月曜日の14時から、引き続きオンライン会議で開催をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○林副委員長 ありがとうございます。

それでは、今日全ての議題が終了いたしました。

何かほかにご意見等あれば、最後にお受けしますが、もしなければ閉会させていただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、本日お忙しい中参加いただきましてありがとうございました。本日は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

15:49 閉会